

福知山市企業交流プラザ基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 1 2 日

福知山市企業交流プラザ基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福知山市企業交流プラザあり方検討会から提出された提言書の内容を基に、福知山市企業交流プラザ基本計画（次条第 1 号において「基本計画」という。）を策定するための福知山市企業交流プラザ基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験、専門的知識を有する者
- (2) 市内関係団体を代表する者等
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱した日から第 2 条に規定する事務が終了する日までとする。

(委員長)

第 6 条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(解散)

第 7 条 委員会は、第 2 条に規定する事務が達成されたときに解散する。

(会議)

第 8 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議事を進行する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、第 2 条に規定する事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは

資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、産業部産業課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。